

## 阿久比町制70周年記念冠事業承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿久比町制70周年を町内外に周知することを目的とし、「阿久比町制70周年記念」の名称を使用して実施する事業(以下「冠事業」という。)の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に実施する事業のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治、宗教及び営利を目的とするもの
- (2) 公の秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) その他町長が適当でないと認めるもの

(事業の申請)

第3条 冠事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、阿久比町制70周年記念冠事業承認申請書(様式第1号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、申請を省略することができる。

- (1) 阿久比町又は阿久比町教育委員会が実施する事業
- (2) 阿久比町が70周年記念事業として予算を計上している事業

(事業の承認等)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、冠事業として承認するときは、阿久比町制70周年記念冠事業承認通知書(様式第2号)により、冠事業として不承認とするときは、阿久比町制70周年記念冠事業不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(事業の変更承認等)

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「事業者」という。)は、事業を中止し、又は事業内容等を変更する場合は、阿久比町制70周年

記念冠事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を速やかに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更承認するときは、阿久比町制70周年記念冠事業変更（中止）承認通知書（様式第5号）により、事業者へ通知するものとする。

（承認の取消し）

- 第6条 町長は、冠事業が第2条各号のいずれかの規定に該当することが判明した場合は、阿久比町制70周年記念冠事業承認取消通知書（様式第6号）により、承認を取り消すものとする。

（実績報告）

- 第7条 事業者は、冠事業終了後30日以内に阿久比町制70周年記念冠事業実績報告書（様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

（庶務）

- 第8条 冠事業に関する庶務は、総務部政策協働課において処理する。

（ロゴマークの使用）

- 第9条 事業者は、冠事業において、阿久比町制70周年記念ロゴマークを使用することができる。

（その他）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、冠事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和5年3月15日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定の適用については、この要綱の失効後も、なお効力を有する。